



令和8年が始まって1カ月が過ぎました。昨年の酷暑が嘘のような気温が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。2月・8月は世の中の的に業務が落ち着く時期だと思います。新年度に向けて業務の見直し等してみましょう。

労働者代表の選出について ～36協定等の労使協定を締結する前に確認しましょう～

近年、労働基準監督署の調査や裁判例において、「労働者代表の選出手続きの適性さ」が強く問われる傾向が強まっています。

労働者代表の条件

- 正社員だけでなく、パートやアルバイトを含めた事業場のすべての労働者の過半数を代表していること
- その選出にあたっては、全ての労働者が参加した**民主的な手続き**が取られていること
労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続き（投票、Web投票、挙手、労働者による話し合い、回覧など）
- 使用者が指名した場合や、互助会の幹事などを自動的に選任した場合には民主的な手続きを経て選出された労働者代表とは言えないので、**労使協定自体が無効となってしまいます**
- 管理監督者に該当しないこと

民主的な手続きとは

項目	内容
挙手	使用者ではなく、一般労働者が進行役となり、「〇〇さんを労働者代表に選出することに賛成の方は挙手をお願いします」と言って、賛成の人が手を挙げる方法。過半数いれば選出。議事録等、記録を残しておきましょう。
投票	労働者代表にふさわしいと思う人の氏名を書き、投票する。無記名投票が良いでしょう。議事録等、記録を残しておきましょう。
Web投票	メールやGoogleフォーム等で行う。 例：【質問】労働者代表の選出について 候補者：〇〇さんあなたは〇〇さんを労働者代表として選出することに ○賛成○反対 ※候補者が複数なら選択式に
労働者による話し合い	労働者が集まれる時間を作り、話し合いにより決める方法。議事録等、記録を残しておきましょう。
回覧	回覧用紙には、代表を選ぶ目的が書いてあること また、賛成・反対の意思表示ができる状態であること

社会保険料 料率変更について

協会けんぽの健康保険料率は**全国平均で引き下げられる予定**です。介護保険料は**全国平均で上がる予定**です。都道府県ごとに異なりますので、注意が必要です。

翌月徴収の事業所におかれましては、**4月給与の天引きより変更となります。**

雇用保険料 料率変更について

令和8年4月以降の雇用保険料については、0.1%引き下げられる見込みです。

給与から控除する保険料率は、0.55%→**0.5%**に下がります。(事業主負担0.9%→0.85%)

4月分の給与天引きより変更となります。